

公益社団法人 大分県医薬品登録販売者協会

令和6年度 事業計画

(自) 令和 6年 4月 1日

(至) 令和 7年 3月 31日

●概況

新型コロナウイルス感染症の流行が下火となり、またそれ自体が第5類に区分変更されたことに伴い、当協会も令和5年度より集合研修の再開に踏み切ることとなったが、現在に至るまで特に問題もなく研修事業を推進している。

一方我々薬業界にも深く関係する社会的な問題として、新型コロナウイルス感染症の流行する時期より、10～20代の若者の間でのオーバードーズがクローズアップされるようになった。

東京や大阪などの大都市圏だけの現象と思われたこの問題は、昨年より全国的に拡大してきている。これを受けて厚生労働省医薬局総務課長及び同局医薬安全対策課長は、令和5年12月27日に、医薬品を扱う全国の資格者団体に対し、「一般用医薬品の適正販売及び適正使用について」の緊急通知を出している。

若者がオーバードーズの対象としている医薬品は、(指定) 第2類医薬品の咳止め薬が主であるため、我々医薬品の販売に従事する登録販売者は、特に重責を担う立場にあると言えよう。

●基本方針

このような状況下、当協会は大分県内の医薬品登録販売者の倫理の高揚及び職能的水準を高め、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及を図ると共に、公衆衛生の向上及び増進に貢献し、もって県民の安心・安全な健康生活の維持、向上に寄与することを目的とし、各種事業の基本方針を以下の通り定めた。

なお、実施する事業を「公益目的事業」と「その他の事業」に大別すると共に、公益法人として「公益目的事業」を「研修会事業」「普及啓発事業」に二分し、その事業活動を推進する。

「研修会事業」 地域住民の公衆衛生及びセルフメディケーションに貢献するための資質向上研修会
登録販売者は、一般用医薬品販売の専門家として「薬機法」に規定されている。このためその存在に対しての県民の期待は大きく、適切な薬事情報の提供や、親切丁寧な相談応需、医療機関への受診勧奨等のスキルアップが求められている。一方で「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てる」というWHOが定義するセルフメディケーションの推進にも寄与しなければならない。

特に令和6年度は、資質向上研修会の研修テーマの中に、上述の概況内においても触れている若者のオーバードーズ問題に関する内容を組み入れる予定にしている。

それらを担保するための自主研修はもちろんのこと、我々は外部研修を積極的に受講し、専門家としての資質及び職能の向上を図ることが肝要である。当協会は県内唯一の公益社団法人の外部研修実施機関であり、その機能を十分に發揮し、すべての登録販売者に対し、資質向上研修会や講習会を実施

する。また研修事業要綱をわかりやすく詳細にホームページ等で告知していく。

また令和6年度には、年間4回の集合研修に加え、諸般の事情で集合研修に参加できなかった受講者に対し、集合形式の補講を実施することも検討していく。

一方、大分県の令和5年度登録販売者試験合格発表によると、受験者数661名、合格者数363名で合格率54.9%とのことで、登録販売者試験開始（平成21年8月）から15年が経過しているにも関わらず、まだ多くの方が受験している。したがって諸般の事情を勘案しながら、受験対策養成講座開設の要望があれば、それに対応すべく体制を整えることとする。

「普及啓発事業」 医薬品の適正使用や薬物乱用防止のための普及啓発事業

医薬品はその使用方法により期待する効果（主作用）だけでなく、それ以外の作用（副作用）が現れることがある。そのため使用者には、用法、用量を守ることが求められるが、その販売に携わる登録販売者も乱用防止のため積極的な関与を果たす責務がある。

また危険ドラッグ、覚せい剤、シンナーの乱用は、自身の身体、生命に危害を及ぼすだけでなく、青少年の健全育成を阻み、社会問題としてクローズアップされている。当協会は、薬物乱用防止運動を推進する関係団体と連携し、啓発活動を積極的に推進する。

また日々新たに更新されるこれらの情報を速やかに当協会会員に伝達するためのホームページを一層わかりやすい形式にリニューアルし、令和6年度以降、以前よりも更新頻度を上げる予定である。

●事業計画

上記の基本方針を基に、本年度の事業を以下の通り実施する。

(1) 「公益目的事業」

「研修会事業」

①登録販売者の職能及び資質向上のための講習会・研修会等に関する事業

(イ) すべての登録販売者を対象に「登録販売者資質向上外部研修会実施要領」に沿った研修会を本年度は4回実施する。

(ロ) 集合研修の受講時間が年間所定の12時間に満たない受講者を対象に、適宜集合形式の補講を開催する。

(ハ) 大分県庁薬務室及び専門的な知識を持った講師を招聘し、適宜薬事講習会を実施する。

(ニ) 資質向上研修会における図書・DVD等の販売あっせん。

②新規登録販売者養成に関する事業

(イ) 登録販売者を目指す人々の要望があった際には、諸般の状況を勘案しながら、受験対策養成講座の開設を検討する。

「普及啓発事業」

③薬事情報の収集及び伝達に関する事業

(イ) 大分県薬務室から通知された薬事情報等は、速やかに文書はホームページ等で会員に伝達する。

(ロ) 機関誌「新風」を発行し、公益事業の活動状況・会務報告及び薬に関する一般知識を提供する。

④医薬品の適正使用及び知識の普及（公衆衛生の向上）に関する事業

- (イ) 薬と健康の週間（10月17日～23日）には登録販売者の職能を通じて、医薬品使用時の知識等の普及を図り、県民の健康づくりに貢献する。
- (ロ) 会員に対し、一般用医薬品販売手順書及び店舗販売業安全管理指針に準じた一般用医薬品の販売を指導。
- (ハ) 医薬品販売制度の普及と啓蒙、セルフメディケーションの推進。

⑤薬物乱用防止活動に関する事業

- (イ) 「ダメ。ゼッタイ普及活動」（6月20日～7月19日）を通じて、薬物乱用防止啓蒙、啓発活動への積極的貢献。特に若者のオーバードーズ
- (ロ) 麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等撲滅運動に対する協力。
- (ハ) 毒物・劇物の販売並びに保管、管理に対するルールの徹底

(2) 「その他の事業」

⑥災害時等の地域への協力に関する事業

- (イ) 本事業はその性質上多大な物的、人的、資金的な体制の整備が必要となる特殊な事業であるため、現在の当協会の出来得る範囲内において検討する。

⑦会員の福利厚生に関する事業

- (イ) 薬務行政への関与などの業績や薬事衛生の普及、向上等に功績のあった会員を選定し、県や国に對し各種表彰候補者として推薦する。
- (ロ) 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る行事の企画実行。
- (ハ) 「店舗販売業自己調査票」や「管理帳簿」を希望者へ無償配布。

⑧その他この法人の目的達成に必要な事業

- (イ) 県内外の登録販売者の入会及び研修受講者の増加を図るための対策、活動を積極的に実施する。
- (ロ) 公益法人に相応しい定款や内部規程を必要に応じて整備し、コンプライアンスを強化して財務の透明化、情報の開示、ガバナンス（内部統治）の徹底、業務執行体制を確立する。
- (ハ) 個人情報の保護の徹底